

正しい申告と納税で明るい未来

～町県民税・所得税の申告相談は

2月16日から3月15日まで～

地区別申告相談日程

月 日	曜日	対 象 地 区
2月22日	月	中台、牛熊、木戸台、町原、谷台
23日	火	長倉、取立、姥山、遠山
24日	水	小堤、寺方、曾根合、於幾、坂田
25日	木	上町全域
26日	金	本町全域、古川全域
3月1日	月	東町全域、両国新田
2日	火	栗山のうち 東部、第1、第2、 第3、第4、南部2
3日	水	上記以外の栗山地区
4日	木	鳥喰全域
5日	金	北清水全域
8日	月	新島全域
9日	火	屋形全域
受付場所		公民館2階講堂
受付時間		午前9時～11時 午後1時～4時

確定申告が必要な方

平成10年分所得税の確定申告と町県民税の申告受付が、2月16日から始まります。
町税務課では、申告相談を中央公民館講堂で別表のとおり地区別に行ないますので、決められた日に済ませますようご協力をお願いします。

◆所得税

平成10年中の年間合計所得金額（各種の所得金額の合計）が、所得控除額（社会保険料・配偶者・扶養・基礎控除などの控除金額の合計額）を越える方。
給与所得者で、年収が2,000万円を越える方。
給与所得のほかに、20万円を越える所得のある方。（ただし、所得税の還付申告をするために確定申告を提出する

◆消費税

場合は、給与所得以外の所得が20万円以下でも、これを含めて申告しなければなりません）
所得を2ヶ所以上から受けている方。
還付申告をされる方。
基準期間（平成8年分）の課税売り上げ高が、3,000万円を越える方（課税事業者）または、消費税課税事業者選択届出書を提出した方。

町県民税の申告が必要な方

▼平成11年1月1日現在で横芝町に住所があり、平成10年中に所得があった方。（所得税の確定申告をした方は除く）

▼給与所得者で次に該当する方。
・勤務先から給与支払い報告書の提出がなかった方。
・給与所得以外の所得が20万円以下の方。

・平成10年中に退職された方。
・平成10年中に所得がなかった場合でも、国民健康保険税の軽減の判定資料等になりますので提出をお願いします。

詳しくは役場税務課（☎内線225226）へ。

